

上尾市土木工事特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第 2 条 この特記仕様書は、上尾市土木工事に適用する。

(共通事項)

第 3 条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 4 8 号。以下「資源有効利用促進法」という。）等の規定により、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」の作成を要する工事については、原則、COBRIS での入力を行い、以下の書類を提出するとともにこれらの記録を保存する。

(1) 施工計画作成時

「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）

(2) 工事完了時

「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」（COBRIS で入力したことの証明）

2 受注者は、工事の施工前に前項第 1 号に掲げる「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」の内容について、発注者へ説明しなければならない。

3 受注者は前項の説明を実施した後、当該計画を公衆の見えやすい場所へ掲示するものとする。

4 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付するものとする。
なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付するものとする。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するものとする。

5 排出事業者が建設廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより管理しなければならない。

ア 紙マニフェストの場合は、建設系廃棄物マニフェスト A 票、B 2 票、D 票、E 票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D 票、E 票の写しを提出する。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

イ 電子マニフェストの場合は、マニフェスト情報登録証明、受渡確認票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には受渡確認票及び一覧表を提示しなければならない。

6 受注者は、工事の完成後に発注者から請求があったときは、第1項第2号に掲げる「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に基づき、当該実施状況を報告しなければならない。

(受領書の交付)

第4条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第5条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が宅地造成及び特定盛土等規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第6条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量、その他法令に基づく事項）と「第5条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項」等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第7条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第8条 建設発生土は、（別添1）に記載した土質改良プラントのいずれかにおいて処分するものとする。

2 受注者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口

あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提供し、その写しを監督員に提出するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、事前に発注者の承諾を得た場合にあっては、(別添1)に記載した土質改良プラント以外の施設において、建設発生土を処分することができる。
- 4 いずれの処分地を選定した場合にあっては、設計変更は行わない。ただし、現場条件や搬出先の事情等、不可効力により、受注者が遠方の処分地を選定したと発注者が認めたときは、設計変更を行うものとする。

(建設廃棄物の再資源化等)

第9条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設に搬入しなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材(コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)が廃棄物となったものである。

- 2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

(再生資源の利用)

第10条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再 生 ア ス コ ン	(13)-50, (20)-50	表 層 及 び 基 層 等
再 生 粒 調 砕 石	40mm 以下	車 道 路 盤 等
再 生 切 込 砕 石	40mm 以下	車道及び歩道路盤等
再 生 砂	細粒分 含有率 50%未満	歩 道 等
再生骨材生コンクリート	L 18-10-20BB	均 し コンクリート等

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な

場合は、新材への設計変更の対象とする。

(ゼロ・エミッション工事の推進)

第11条 工事の施工にあたっては、ゼロエミッション工事の推進に努めることとする。

(CORINS 登録)

第12条 工事請負額 500 万円以上の工事については、CORINS 登録すること。

(法定外の労災保険の付保)

第13条 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(週休2日制適用工事)

第14条 本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（発注者指定型及び現場閉所型）」の試行対象工事である。

試行の実施は、上尾市「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。

試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。

上尾市役所ホームページ

(<https://www.city.ageo.lg.jp/page/355165.html>)

工事の施工管理に関する特記仕様書

本工事の施工管理については、上尾市工事請負契約約款、その他関係法規を遵守すること。

また、埼玉県土木工事实務要覧の仕様書編、施工編についても、埼玉県を上尾市に読み替えて工事の施工管理にあたること。

(占有物件切回し工事等の施工管理)

受注者は、本工事に伴い道路内の既存占有物件切回し工事等を施工する必要が生じた場合、発注者と協議を行うこと。

電子納品に関する特記仕様書

(適用)

第 1 条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、測量、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

(電子成果品の作成)

第 2 条 成果品は、国土交通省の各電子納品要領（案）・基準（案）及び、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に示された内容に基づいて作成する。

(電子成果品の提出)

第 3 条 成果品は、「上尾市電子納品運用ガイドライン」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R）で 2 部提出する。なお、電子納品対象外の書類は紙媒体により 1 部提出する。

(電子成果品の確認)

第 4 条 成果品の提出の際には、国土交通省作成の「電子納品チェックシステム」によるチェックを行い、エラーがないことを確認する。また、最新の定義データに更新したウイルス対策ソフトを用いてウイルスチェックを実施したうえで提出する。

舗装版切断時に発生する濁水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、舗装版切断時に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じないなど環境に配慮した工法があり、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、上尾市土木工事に適用する。

(処理方法)

第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を吸引のうえタンクに貯留し、作業後速やかに、排水を処理施設へ運搬し処分する。

(条件)

第4条 受注者は、濁水を搬入する業者は、産業廃棄物の汚泥の中間処分量の許可を受けている事業者で、搬入業者が産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 濁水の運搬は、受注者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託することができる。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書に舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票及びE票の写しを監督員に提出すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2票の写しも監督員に提出すること。

(別添1)

指定処分先一覧

※積算条件に用いる運搬距離は、当該現場から最短距離に位置する処分地を選定し算出しており、受注者が下記一覧より選定した処分地に応じて設計変更するものではない。

プラント会社名	処分地
(株)サンエコセンター	さいたま市見沼区片柳 1-368-4
(株)オザワ 天沼プラント	さいたま市大宮区天沼町 2-1258
(株)関根商店 三橋改良土センター	さいたま市西区三橋 5-1768
五葉建材(株) エコプラザさいたま	戸田市笹目 5-1-7
土リサイクルセンター(株) 川口プラント	川口市西新井宿 1374
関口工業(株)・三立建設(株)共同企業体 朝霞リサイクルステーション	朝霞市上内間木 503-6
(株)祥和コーポレーション 埼京改良土センター	新座市野火止 3-2-33
(株)ウインテック・関口工業(株)共同企業体 和光リサイクルステーション	和光市新倉 8-22-16
柳沢コンクリート工業(株) 埼玉中央改良土プラント	桶川市川田谷 793
野崎興業(株) エコリサイクルプラント	北足立郡伊奈町小室 4830-1
木村建材工業(株) リサイクルセンター	川越市中福 918-1
(株)ホートー 川越リサイクルプラント	川越市下赤坂 1800-3
リコ・スタイル(株) 三芳改良土プラント	入間郡三芳町上富 196-2
(株)加藤建設工業 武蔵プラント	日高市上鹿山 795-3
(株)春日部資材 彩の国改良土プラント	春日部市下大増新田 281-1

(有)彩光 草加市プラント	草加市柿木町 1 0 9 6 - 1
須合建設(株) ミサト改良土センター	三郷市インター南 1 - 2 - 2 0
(株)埼玉車輛 改良土プラント	草加市長栄 1 - 6 3 0 - 1
(有)荻宿興業 蓮田土質改良プラント	蓮田市閭戸 5 7 6 - 1